

令和五年三月二日付け広島県報（定期）第十七号に登載の広島県告示第四百二十二号（道路の占用制限区域の指定）の一部を次のように訂正する。

土木建築局道路河川管理課長

ページ	二	六
行	区間の欄の九	区間の欄の二
誤	鳥取県境	一般国道一八六号
正	島根県境	一般国道一八五号